

補助教材の公平性・透明性の確保について

(義務教育課)

1 要旨

補助教材については、選定の公平性・透明性等に関して課題が指摘されている。

県教育委員会では、行財政改革推進委員会の意見等に基づき、「取扱いガイドライン」の改訂と市町教育委員会・学校への周知徹底など、見直しに向けた取組を進めている。

* 補助教材とは

教科の主たる教材としての教科書に対して、補助的に用いられる教材。(ワーク、ドリルなど。)教科書に掲載されていない練習問題や教科書の補足として用いられる説明用の教材が多く、小中学校では多くの教員が利用している。

* 図書・学用品・実習材料費(年間・H28 文科省調査) 公立小約 19,000 円、公立中約 24,000 円

2 経緯 (H29 年度以前)

時期	項目	概要
H26. 9	事業レビュー(仕分け)	補助教材の課題について有識者・県民より指摘
H27. 3	行財政改革推進委員会	県に意見書提出(補助教材関係) →以降、毎年度、取組の進捗状況を検証
H28. 3	改訂版「補助教材ガイドライン」	H26. 1 作成のガイドラインを、行革委意見書を踏まえ改訂(教材作成への教員関与を限定、など)
H28. 7	全市町調査	ガイドライン遵守の状況を全市町に対し調査
H29. 8	現地調査	4 小中学校を訪問し現地での確認 →H30 は調査校数を 22 校に拡大
H30. 3	ガイドライン再改訂	教員の多忙化も踏まえ、ガイドラインを一部改訂

3 主な課題の概要 (平成 27 年 3 月 行財政改革推進委員会意見書より)

課題	対応
補助教材の作成に関与した教員が選定にも関与	改訂版「補助教材ガイドライン(H28. 3)」で禁止を規定
出版社等に再就職した退職者が現職教員に働きかけ	改訂版「補助教材ガイドライン(H28. 3)」で禁止を規定
補助教材の選定・評価のプロセスが市町によりばらつき	改訂版「補助教材ガイドライン(H28. 3)」に標準的プロセスを記載
選定した補助教材について保護者への説明が不十分	改訂版「補助教材ガイドライン(H28. 3)」に標準的プロセスを記載

4 補助教材取扱いガイドライン 小中学校における状況の調査 (H29 年度以前)

(1) 全体調査 (平成 28 年 7 月)

ガイドラインに定められたチェック項目(次ページ参照)について、状況を調査したところ、ほぼすべての小中学校で遵守しているとの回答であった。

(2) 現地調査 (平成 29 年 8 ~ 9 月)

- ・ 4 小中学校を訪問
- ・ 教材選定の実施プロセス、実際に選定された教材について確認
- ・ ガイドラインに基づいた選定手続きが行われていることを確認
- ・ ガイドライン導入前と H29 を比較すると、選定された教材に大きな変化あり

5 行財政改革推進委員会の意見書（平成30年3月）

- ・ 特定の教材会社のシェアも減少し、以前より多様な教材が選定されているが、更に改善の余地があり、引き続き当委員会での検証を行うこと。
- ・ 教員の多忙化解消という視点で、教員が補助教材作成に関与しない仕組みづくりに向け検討を行うこと。
- ・ 一人ひとりの子どもに合ったきめ細かな指導と保護者の負担軽減を可能にするため、総合教育センターにおける補助教材の作成・データ化を検討すること。

6 今年度の取組

（1）現地調査の実施等

ガイドラインの遵守について、実際の状況を確認するため 22 小中学校を訪問（各市町教委も同席） し現地調査を実施

①ガイドラインに則った取組状況の調査結果

全校が補助教材ガイドラインで規定する手続きにより補助教材を選定

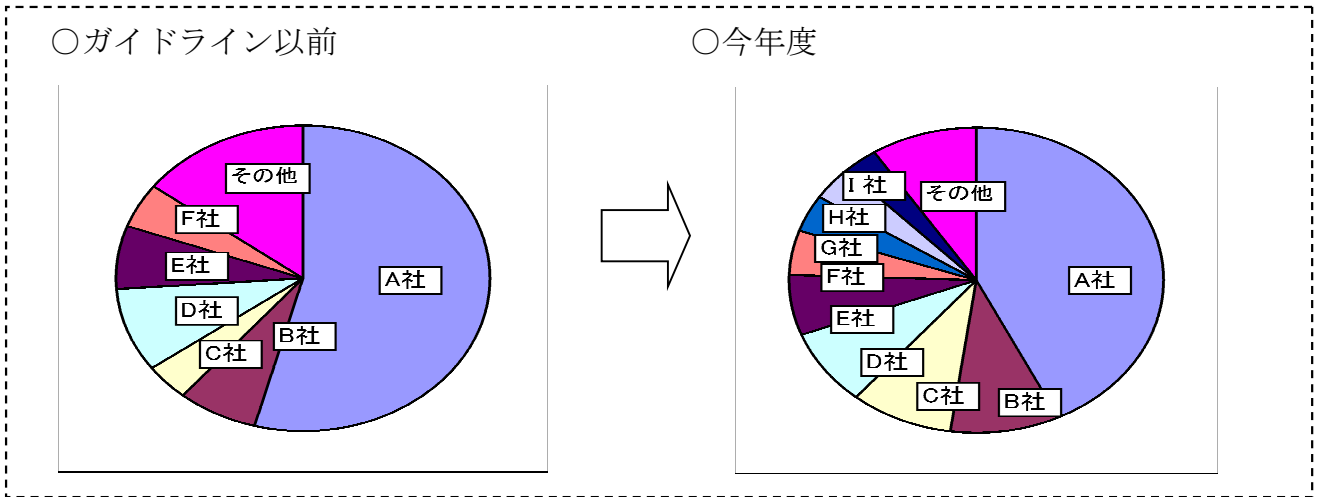
調査項目	小学校	中学校
職員会議で補助教材の取扱い等について共通理解する場を設けた	100%	100%
前年度使用した補助教材の効果を検証した	100%	100%
複数の教材見本を収集した	100%	100%
補助教材の作成に関与した教員が選定に関与していない	100%	100%
複数の教材見本を比較・検討して選択した	100%	100%
複数の教職員の中で選択作業をした	100%	100%
選択基準を設けて、それに基づいて選択した	100%	100%
教材を使用する年度の校長が最終決定をした	100%	100%
市町教育委員会に補助教材の使用届等を提出した	100%	100%
保護者会や通知等で説明した、あるいは意見を聞く場を設定した	100%	100%

②学校教員の主な意見

- ・ ガイドラインに則った選定が大事、という意識が高まっている
- ・ 子供たちにとってよりよいものを選ぶ、という意識に変わってきている
- ・ 教員は実際に教材をよく見て、シビアに選んでいる
- ・ 子供の実態を踏まえ選んでいる。毎年違う教材になることもある
- ・ 年度中に反省を行い、それを元に年度内に見本を取り寄せ選定を行っている
- ・ 選定の手間は増加している

③教材の選定結果

以下の変化が見られる（下記グラフはシェアが3%以上の事業者を表示）



(2) その他の調査等

平成30年度から、教育事務所指導主事等の学校訪問において、補助教材ガイドラインに基づく取扱いについて校長、教頭、教務主任から現状を聴取し、取扱い遵守の徹底について指導を実施

(3) ガイドライン「教職員のサービスの取扱い」の改訂（H30.3.26）

業務多忙等により能率低下など職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、営利企業等の従事について許可しないことが妥当であること、及び教員の多忙化の解消等の観点から、職務外活動の従事は節度を持った取扱いに留意すべき旨を明記

*変更内容（下線部）

内 容（下線部を追加・修正）	
2 補助教材の作成・編集（以下「作成等」という。）に従事する場合の許可の基準等	
職	関与の可否
…（省略）…	
その他の教職員	○ 利害関係が生じないため（ <u>職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等を除く</u> ）
<p>〈許可の基準等〉</p> <p>ア 教職員が報酬を得て作成等に従事する場合は、地方公務員法第38条の営利企業等の従事制限に該当するため、任命権者（県費負担教職員については市町教育委員会）の許可を受けなければならないとされており、任命権者が許可する場合には、次の点を確認しなければならない。</p> <p>① <u>職責遂行に支障を及ぼすおそれがないこと</u></p> <p>② <u>職員の職務と利害関係があつて、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと</u></p> <p>③ <u>その他全体の奉仕者たる公務員として適当でないと認められるおそれがないこと</u></p> <p>イ 「教材の選定に関わる教職員」が作成等に従事することは、上記ア②に照らして許可できない。また、「その他の教職員」については、業務多忙等により、能率の低下など職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、上記ア①に照らして許可しないことが妥当である。</p> <p><u>加えて、社会問題にもなっている教職員の多忙化を解消する、あるいは助長しない観点から、職務外の活動への従事は、節度を持った取り扱いに留意すべきである。</u></p> <p>…（以下、省略）…</p>	

- ・改訂時に、各市町教育委員会及び全小中学校に通知
- ・H30.4の市町教育長会や校長会（全小中学校長出席）で、改訂の趣旨を説明し遵守について周知・指導
- ・全校長に対し、全教員にガイドラインの趣旨を徹底するよう改めて通知（H30.12）

（４）教材研究支援

県総合教育センターにおいて、教材学習に関する支援コンテンツをHPに掲載（別紙）。今後も内容をブラッシュアップするとともに、学校・教員に積極的な活用を促す。

- ①「あすなる学習室」（主に児童生徒・保護者向け）
 - ・児童生徒、保護者が活用し、教材学習を行うことができる
 - ・教師の教材作成や授業づくりにも活用可能
- ②「授業づくりデータベース」（教員の教材研究用）
 - ・教員が授業で使用する資料を掲載（静岡県の教員のみ利用可）
 - ・教材研究を行う教員の利便性を考慮し、今年度、仕様を改修

7 今後の取組

- ・引き続き現地調査を計画的に実施し、教材選定のプロセスや選定された教材の状況などについて把握するとともに、必要な指導を行う。
- ・教育事務所指導主事等の訪問時において、補助教材ガイドラインの取扱いに係る状況を確認する取組を、全小中学校で毎年度実施する。
- ・教材研究支援に係るホームページのブラッシュアップに継続的に取り組むとともに、研修の場などを通じて、教員や学校に積極的な活用を促す。
- ・校長・教員研修に、補助教材の適正な選定に関する内容（具体的事例）を組み込むなど、あらゆる機会を通じて、市町・学校・教員に補助教材ガイドラインの遵守について周知徹底を行う。